

# 福彩支援ニュース 第24号

2019.4



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

## 1/30第24回期日

### 原告側弁護団 国、東電の主張を痛烈に批判

民間の土木学会の一見解にすぎない

「津波評価技術」を、

正当かつ合理的とする主張は失当



▼次回期日(第25回)も、ぜひ傍聴にお越し下さい!

# 2019年4/24(水)14:00開廷

★傍聴希望の方は13:20までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

## 第24回期日(2019/1/30)報告

福彩支援事務局

2019年1月30日の第24回口頭弁論では、インフルエンザが猛威をふるう寒中を、28名の方が傍聴にお越し下さいました。ほんとうにありがとうございます。

この日の弁論では、原子炉の津波対策において、土木学会が策定した「津波評価技術」が唯一の合理的な基準であったとする被告(国・東電)側主張への反論(原告第54準備書面の要旨)を、原告側弁護団が陳述しました。1960年代以降の地震学の進展によって、既往最大にとどまらず「想定される最大規模の地震」に備えるべく「7省庁手引きが公表」(1998年3月)され、4省庁報

告は、その地震想定に基づいて津波シミュレーションを行いました。多大な出費が必要な津波対策に抵抗する電力会社側が、「過去に起きた津波に対する防護策で足りる」という旧来の考え方を堅持すべく策定したのが「津波評価技術」であることを、弁護団は多くの資料に基づいて検証し、民間の土木学会の一見解にすぎない「津波評価技術」を、正当かつ合理的とする主張を「失当」ときびしく批判しました。

また原告4人の個別損害準備書面が提出され、うち1人の書面要旨が弁護士より陳述されました。南相馬市原町区で生まれ育った女性は、夫が代々受け継いできた建築・内装業の仕事を原発事故でうばわれ、家族がばらばらになり、それぞれに大きな心の不安を負わされた辛さを切々とつづっています。自宅周辺の除染

はあったが、効果は限定的で放射線量が高い箇所がまだまだあり、とても帰還できる状況ではなく、「事故は単に一時的に私たちの住む場所を奪ったというのではなく、私たちの生活、人生、故郷そのものを大きく変えてしまった」と訴えました。

閉廷後に今後の裁判にむけての進行協議が行われました。原告側が強く要求している現地検証に対し、被告の国、東電は「不要」と主張し、裁判所側はまだ態度をあきらかにしていません。

報告集会では、原告の瀬川芳伸さんから「避難先としている国家公務員住宅から追い立てをくっており、3月末に出でなければ家賃を倍額にする。老朽化した住宅で損壊事故などが起こった場合は居住者の責任とする、と圧力を受けている」と現状報告がありました。

2~3月にかけては、神奈川訴訟、千葉訴訟(第2陣)、愛媛訴訟等、各地地裁での原発避難訴訟の判決が相次ぎました。千葉地裁は東電の過失責任のみを認め、国の責任を認めませんでした。横浜地裁、松山地裁とも、国と東電の賠償責任を認めました。いずれの判決も、政府機関が2002年に公表した地震予測の「長期評価」は、客観的で合理的な知見であり、「国と東電は津波の予見は可能だった」と指摘しています。本号7~8ページに各判決の概要と意義を掲載しましたので、ぜひご覧ください。

この裁判へ多くの皆様のご関心とご支援をいただけますよう、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。ぜひ、足をお運びください。

#### 【次回以降の期日のお知らせ】

第25回期日 → **4月24日** (水) 午後**2時** 開廷

第26回期日 → (開廷時間が大幅に早まります)

**2019年7月17日** (水) 午前**10時30分** 開廷

【公正な判決を求める署名】も引き続き集めています!

▶ 2019年4月10日時点で、**7,524筆**

原告側弁護団は、署名が**一万筆を超えれば、現地検証等を求める上で裁判所に影響を与えられる**と見ています。さらなるご協力をぜひお願いします。署名はこちらから。 → <http://fukusaishien.com/archives/549/>

## 代理人意見陳述

2019年1月30日 福彩訴訟第24回期日

平成26年(ワ)第501号等 損害賠償請求事件

原告 29世帯 95名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

### 代理人意見陳述

平成31年1月30日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉 廣 慶 子 外

#### 第1 原告第54準備書面について

被告らはこれまで一貫して、本件事故当時の原子炉の津波対策においては、波源の設定方法を含め、土木学会が策定した「津波評価技術」が唯一の基準であり、かつ、この「津波評価技術」の既往最大の考え方は合理的であった、したがってこれに沿って津波対策をしていた被告らには過失がない。と主張してきています。本書面では、このような被告の主張が事実無根であり、誤りであることを明らかにしています。

1 まず、原子力発電所における津波対策の歴史的な経過を時系列に沿って整理した同準備書面添付の「別表」(5ページに掲載)をご覧ください。同別表を見れば、先に述べたような、「本件事故が起きるまで、津波対策に役立つ知見がわずかしかなく、その中で津波評価技術は最も合理的な知見であった」という被告国の主張が虚偽であることは明らかです。

別表を時系列に沿ってみればわかりますように、津波評価技術と結論を同じくする「既往最大の地震・津波への対策」でよしとする考え方は、地震学の進展が未熟であった福島第一原発の当初の設置許可(1960年代)を除けば、津波評価技術(2002年2月)と、これを前提とした被告らの福島第一原発の津波対策においてみられるだけです。それ以外の局面における国や電力会社の地震・津波対策は、国土交通省の津波対策、東北電力女川原発の津波対策、1998年の電事連・東京電力の津波対策、原子力安全委員会の指針類、地震動対策、その他以下に挙げたようにあらゆる場面で全て、「客観的かつ合理的な根拠をもって将来発生が想定される

最大規模の地震・津波」を考慮した地震・津波対策をなすべきとの立場が採用されています。

- ①原子力安全委員会が策定した指針類の当初からの考え方
- ②1997(平成9)年以降の「4省庁報告書」「7省庁手引き」等の一般防災における考え方
- ③1997(平成9)年の電事連「対応方針」及び1998(平成10)年被告東電の1998年推計
- ④2002(平成14)年「長期評価」公表後の東北電力の女川原発の津波対策
- ⑤2002(平成14)年「長期評価」公表後の国土交通省等による一般防災としての一連の津波対策
- ⑥2006(平成18)年の被告東電による東通原子力発電所の設置許可申請
- ⑦2008(平成20)年3月の被告東電による福島第一原発5号機の地震動に関する耐震バックチェック中間報告
- ⑧2010(平成22)年12月の土木学会・津波評価部会における津波評価の見直し

被告らが、ほかの局面では「科学的知見から将来発生が想定される最大規模の地震・津波」への対策をなすべき、としていたにもかかわらず、福島第一原発の防災対策についてだけは、「既往最大(プラス若干の裕度)の地震に対応するのが合理的」であり、他の局面と同様の「想定しうる最大規模の地震・津波対策」をとらないでもいいという立場を固執していたのは著しく不合理です。被告らは今もなお、それでよかったのだ、合理的だったのだと主張し続けていますが、著しく不合理というしかありません。

**2 津波評価技術が、7省庁手引きの基本的考え方を踏襲したものであるという被告国の主張は虚偽である。**

被告国は、第20準備書面においてなお、「津波評価技術」における既往最大の地震想定に基づく波源モデルの設定は合理的であるとの主張を繰り返し、あわせて、この津波評価技術による津波想定は、4省庁報告書・7省庁手引きの基本的考え方をベースとしており、当時最も安全寄りに立った津波想定であったと主張しています。

しかし、かかる被告国の主張は真実ではありません。原告らが再三述べてきた通り、7省庁手引きは、国が

それまで、歴史記録に残っている過去の津波への対応で足りるという考え方をとってきたために、過去に起きた津波を超える規模の津波が到来した際、多数の津波被害者を出したことの反省から、今後は、過去の記録がなくとも、科学的知見から将来発生が想定される規模の津波に対応した防護策をとるよう、全国自治体に求め、その際の津波想定の手引きとして公表したものです。

一方、津波評価技術は、将来発生が想定される津波への対策をとることに抵抗した電力会社側が、7省庁手引きの公表に対抗し、「過去に起きた津波に対する防護策で足りる」という旧来の考え方を堅持すべく策定したものです。したがって津波評価技術と7省庁手引きとは考え方が根本的に異なり、津波評価技術が7省庁手引きの考え方を踏襲したものであるという被告国の主張は、極論も甚だしいものです。

**3 パラメータスタディは津波推計の誤差を解消する手段に過ぎず、誤差を解消しても最も安全寄りにはならないこと**

再三述べてきた通り、土木学会の津波評価部会は、電力会社に、津波推計上の誤差を解消する手法の開発を依頼されたものの、津波推計をする上でどこに地震が起きると仮定するか、波源の設定位置についての研究主体ではありませんでした。

しかし誤差の解消手法を検討し、これを示すためには、まず便宜的にでも波源を設定し、津波推計計算をする必要があります。つまり、津波評価技術における波源モデルの位置は、将来どこにどのような津波を発生させる地震が起きるか責任をもって示したのではなく、津波計算の手法を示すための、仮置きの意味しかないのです。

具体的にいえば、津波評価技術によれば、福島沖には1938年の福島沖津波という、比較的小規模な既往津波の波源が仮置きされています。先に述べた通り、津波評価技術は波源の設定には責任を持っていない以上、津波評価技術からは、今後福島沖で発生が想定されるため対策すべきはこれと同津波規模の津波対策である、という意味は導き出せません。津波評価技術は、仮に過去に起きた福島沖地震と同規模の地震がまた発生したとすれば、計算上最大どの程度の津波が沿岸にもたらされうるか、推計して示しているにすぎません。

既往津波の波源モデルに基づく津波推計にパラメー



タスタディをしたところで、将来到来が想定しうる最大の地震津波の推計をしたことにはなりません。小規模な波源による推計結果に、いくらパラメータスタディをしてみたところで、小規模な波源なりに計算上最大どの程度大きな津波となりうるかが推計されるだけで、福島沖で将来起きうる、より大規模な地震(明治三陸沖津波、延宝房総沖地震と同程度)が福島沖でおきた場合、最大どの程度の津波が沿岸に到来するかを予測した結果には、及ぶべくもないのです。

そうである以上、「津波評価技術の津波想定は、最も安全寄りである」という被告の主張が失当であることは明らかです。

詳細は第54準備書面で述べているので、ご精読ください。

## 第2 世帯番号7の原告らの損害について

1 原告7-2(以下、「私」という。)は、南相馬市原町区で生まれ育ち、高校卒業後、原発事故まで20年以上、小高区の工場で働いていました。その間に結婚し、夫とその父や祖母とも暮らし始め、2人の子供を産み育てました。夫は祖父から続く建築・内装業に勤しみ、夫の父は自営の内装業のほかに農業にも精を出し、祖母も自宅の敷地内で自家消費用の野菜や草花を育てていました。父も祖母も孫・ひ孫もたちの成長を楽しみにして、私たち家族は6人4世代で一緒に暮らしていました。

また、家族はみな南相馬市原町区で生まれ育ち、親族や地域の方々と緊密な交流をし、子らは年齢の近いとこと兄弟のように育っていました。

2 原発事故が起きて、私と夫は子供たちの将来の健康を考えて、3月14日に夫が仕事のために借りていた単身者用アパートがある埼玉県坂戸市に避難しました。父や祖母も一緒に避難することも考えたのですが、二人とも何十年と原町区で生きてきて、原町から遠く離れた埼玉まで避難することに不安があったのだと思います。父、祖母とはそれから離れ離れの生活が始まりました。

3 私は、子供たちを突然縁もゆかりもない埼玉まで避難させて子の人生を大きく変えてしまったことについて、本当にこれで良かったのかと葛藤し続けています。子らの健康を何よりも優先したかったとは言

え、子どもたちから祖父曾祖母から引き離すこととなり、また親族、兄弟のようないとこや温かく見守られていた地域から引き離したことへの罪悪感は大きく、私たち夫婦はずっと悩み続けています。

また私自身も、仕事や親族・地域とのつながりを失い、自分の存在意義すらも見えなくなって不安で不安で突発的に過呼吸を起こすこともありました。

4 夫は福島に残してきた父や祖母に対する責任感から、罪悪感も大きく、埼玉への避難を続けることにより大きな葛藤を抱えています。子らも地域から温かく見守られていた環境を失って、大きな不安を抱えてきました。父も祖母も家族6人での生活を失い、楽しみだった農作業もできなくなり、氣力を失ってしまいました。原発事故は家族6人をばらばらにし、家族それぞれに大きな心の負担を負わせてきたのです。

5 それでも今はまだ原町区に帰ることはできません。自宅周辺は除染はしてもらいましたがその効果は限定的で、私の自宅には放射線量が高い箇所がまだまだあります。そのような場所へ将来ある子供たちを住まわせるわけには到底できません。

その間に、子どもたちはどんどん埼玉に根付き、新しい人間関係を構築し、福島に帰ることが難しくなってきました。本件原発事故は単に一時的に私たちから住む場所を奪ったというのではなく、私たちの生活、人生、故郷そのものを大きく変えてしまったのです。国や東電にはその責任をしっかりと自覚してほしいと思います。

以上

## 2月17日に、シンポジウム「いま語らなければ、福島」を開催

さる2月17日、浦和市の埼玉会館で、除本理史・大阪市立大学大学院教授、フリーライターの吉田千亜さんをパネリストにお迎えし、当会を含めたシンポジウム実行委員会の主催で、『いま語らなければ。福島』が開催されされました。

除本理史教授は、原発賠償の仕組みとその問題点を詳細に論じました。賠償請求には、1) 直接請求 2) ADR(裁判外紛争解決手続) 3) 訴訟の3つがあり、現状

年代	客観的かつ合理的な根拠をもって想定し得る最大規模の地震	既往最大の想定(「津波評価技術」はパラメータスタディによる推計計算の誤差を含む。)	繰り返しが確認されている巨大地震	備考	証拠	
1964年	昭和39年5月 原子力委員会・原子炉立地審査指針			「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。」	丙ハ7号証	
1966年	昭和41年7月		1960年のチリ沖津波によるO.P.+3. 122(小名浜港での観測値)	東電事故調19頁。本来は想定し得る最大規模を考慮すべきだが、その想定を支える地質学的知見が未発達であった結果によって既往最大の想定がやむを得ず採用された(プレートテクトニクス自体の理論的完成は1968年、ツゾー・ウィルソンによる。)	乙イ7号証	
1970年	昭和45年4月			「敷地および周辺地域において過去の記録を参照して予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力に耐え得るような設計であること」	昭和52年改定後は、丙ハ59号証	
1978年	昭和53年9月			「想定されるいかなる地震力に対してもこれが大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有していなければならない。なお、1997年10月の電事連「対応方針」においても、「地震動評価に際しては、地震地体構造上最大規模の地震を考慮しており津波評価に際しても、想定することが妥当であると考えられる場合には、同地震による津波を検討する必要があるものと考えられる。」とされており、津波の想定も地震に合わせる必要があることが理由として挙げられている。	昭和56年改定後は、丙A143号証・66頁。甲A107号証	
1997年	平成9年3月			【2002年「長期評価」の前提】地盤地体構造論、既往地震断層モデルの相似現象の理論的考察が進展し、…将来起こり得る地震や津波を過去の例に紐られることなく想定することも可能となった。	丙口7号証	
1997年	平成9年7月		電事連「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」への対応について(津波対応WG)」による4省庁報告書による「想定し得る最大規模の地震」想定に対する抵抗	「太平洋側に関しては、プレート間の相対速度が大きく、歴史期間の長さからみて、大地震が発生する場所では既に大地震が発生している可能性が高いと考えられる。歴史的に大地震が発生していない場所では、プレート間のカップリングの性質により大地震が起こらない場所になっている可能性が高い。特別に大地震の発生の可能性が指摘されている場合を除いて、歴史的に大地震が発生していない場所にまで想定地震を設定する必要はないと考えられる。」(「資料-4」の9頁「理由・説明」欄)	丙口40号証	
1997年	平成9年10月		電気事業連合会「7省庁津波に対する問題点及び今後の対応方針」による「想定し得る最大規模の地震」の考慮の受け入れ(「推計手法の高度化としての「津波評価技術」の策定へ)	①「想定し得る最大規模の地震津波の取り扱いは」「今後、原子力の津波評価の考え方を指針類にまとめる際には、必要に応じて地盤地体構造上の(最大規模の)地震津波も検討条件として取り入れる方向で検討・整備していく必要がある。」とする②「津波評価に際しての計算誤差、パラッキの取り扱い」の課題については3年程度を見込んだ「中長期的対応」として、電力共通研究を実施することとしており、これ土木学会に委託され、2002(平成14)年2月に「津波評価技術」として取りまとめられたのである。	甲A107号証	
1998年	平成10年3月		国土庁等、防災関係7省庁「地域防災計画における津波対策強化の手引き」及び別冊「津波災害予測マニュアル」		甲A104、甲A15号証	
1998年	平成10年3月		東京電力「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査に対する発電所の安全性について」	4省庁報告書の波源モデルに基づいて、1896年明治三陸地震規模の地震を宮城県沖(一部、福島県沖にかかる。)の「G2」領域から「G3」領域にまたがって想定し、1677年延宝房総沖地震規模の地震を福島県沖に想定し、津波シミュレーションを実施。明治三陸地震ないし延宝房総沖地震に相当する規模の津波地震が、(そうした地震の発生が歴史記録に残っていない)福島県沖においても発生することがあり得ることを想定すべきであるという7省庁手引き等が示した立場を、被告東京電力としてもこれを受け入れたことを示している	甲A108号証	
2002年	平成14年2月		土木学会・津波評価部会「津波評価技術」	地震地体構造の知見に基づくと萩原地震地体構造区分を援用しつつ過去の地震津波の発生状況を見ると、各構造区の中で一様に特定の地震規模、発生様式の地震津波が発生しているわけではない」とし「更に詳細に区分し、実際には既往最大のみを想定することとなった。		
2002年	平成14年3月		東京電力「福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所 津波の検討 -土木学会「原子力発電所の津波評価技術」に関わる検討-」	「津波評価技術」の既往最大の考え方に基づいて、慶長・延宝等を福島沖に想定せず既往の位置に想定。	丙口9号証	
2002年	平成14年7月まで			【「長期評価」の論拠①】津波地震が、海溝寄り深いプレート境界付近で起こるという地震学上の知見が佐竹らの功績によって確立した。【「長期評価」の論拠②】地震調査研究推進本部・海溝型分科会において都司らの歴史地震の知見も踏まえて、慶長三陸沖地震、及び延宝房総沖地震が津波地震と確認され、日本海溝においては南北を通じて3つの津波地震が発生していたことが確認された。		
2002年	平成14年7月		地震調査研究推進本部・津波調査委員会「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	「三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域設定を行い、そこにおいてどこでも明治三陸地震と同等の津波地震が起こりうるとする。	甲A17号証	
2002年	平成14年8月5日		東北電力は、「長期評価」に基づいて津波地震の波源を「かなり南」(宮城県から福島県沖に位置する)まで想定した津波シミュレーションを実施し保安院に報告		丙ハ100号証・資料①	
2002年	平成14年8月23日		保安院・川原耐震班長は、東京電力担当者に、「長期評価」の津波地震に基づく推計を指示。	東京電力担当者は40分わたり「長期評価」に基づく津波シミュレーションの計算自体に抵抗		
2002年	平成14年8月23日		保安院・野田係官が東京電力担当者から別途の打ち合わせの終了後に、口頭で「土木学会手法に基づいて確定論的に検討するならば、福島～茨城沖には津波地震は想定しない。ただし、電共研で実施する確率論(津波ハザード解析)では、そこで起こることを分岐として扱うことはできるのでそのように対応したい」として、「長期評価」に基づく地震・津波の想定を行わないことを報告され、これを了承。		丙ハ100号証・資料②	
2006年	平成18年1月			中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告」	時間的・財政的な制約を理由として、既往最大ではなく、繰り返されていることを要件とする。「大きな地震が発生しているが繰り返しが確認されていないものについては、発生間隔が長いものと考え、近い将来に発生する可能性が低いものとして、防災対策の検討対象から除外する」	丙口16号証
2006年	平成18年3月		国土交通省東北地方整備局・「東北における沖合津波(波浪)観測網の構築検討調査報告書」	「長期評価」の津波地震の想定に基づいて、日本海溝沿いに一般防災を前提として沖合にGPS波浪計を設置する方針首肯、今村氏も委員として、「長期評価」の想定に基づく設置計画を支持。	甲A159、163、164、169、170号証	
2006年	平成18年9月		東京電力は、東通発電所の設置許可申請に際しても、2002年「長期評価」の日本海溝寄りの地震(1933年昭和三陸地震に代表される沈み込む海洋プレート内の地震)の見解を取り入れている。	「長期評価」においては、1933年昭和三陸地震型の正断層地震は、津波地震の想定に比して信頼度が下回るものであるが、これも、東通原発の設置許可及び地震動に関する耐震バックチェックの中間報告では考慮に入れている。	甲A166号証	
2008年	平成20年3月		東京電力・福島第一原子力発電所5号機耐震バックチェック・中間報告において、地震動に関して「長期評価」の正断層型地震の想定を前提として考慮に入れて報告。		甲A167号証	
2008年	平成20年3月		東京電力の「長期評価」に基づく津波シミュレーション(東電設計「2008年推計」)	7月に武蔵常務に報告されるも対策の先送りを指示	甲A77～82号証	
2010年	平成22年12月10日		土木学会・津波評価部会では、「三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震(津波地震)」については、「北部では1896年明治三陸沖」、南部では1677年房総沖」を参考に設定することとされ、こうした判断については異論はなかった。	「2010.12.7 津波評価部会にて確認」されていること、かつこの判断については部会内において異論がなかった。	甲A38号証	

では直接請求による賠償が一番多い額となっています。

**直接請求**では「原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)」に基づき、文科省の「原子力損害賠償紛争審査会(原賠審)」が賠償に関する指針を出す。無過失責任規定により、早期に一定の賠償が行われたのは事実ですが、この仕組みでは、**当事者の参加が脆弱で、加害者主導の賠償となりがち**で、自賠責保険を基準として、前例があり、金銭評価しやすい部分に賠償が集中する反面、地域づくりの努力の積み重ねや、コミュニティの喪失など、「ふるさと喪失」といった**金銭で代替・回復できない絶対的損失が賠償の対象とされていません**。しかも政府は、原発の過失責任を認めず、まるで自然災害であるかのように扱っています。

裁判によらない早期救済のためのADRも、東電の和解拒否によって存在意義が揺らいでおり、そこで浮かび上がってくるのが**集団訴訟**です。集団訴訟を通じて国の責任を明らかにすることは、被災者個人に対する補償的措置など、通常は困難な措置を政策の俎上にのせる機能をはたし、**たった9人の原告が提訴した四日市公害訴訟が、10万人を救済する道を開いた**ように、公害・薬害訴訟の教訓は、加害責任をふまえて政策の見直しに道をひらくものであり、最終的には個々の補償ではなく、集団での救済が行われなくてはならない。現在行われている土木工事としての除染は、復興需要として被災者救済よりはるかにお金を割かれているが、こうしたいびつな復興政策から、被災者の権利回復を主軸とする「人間の復興」へと転換されなければならない、と、除本教授は訴えられました。

フリーライターとして、母子避難者や被災地での取材を続ける**吉田千亜さん**は、ご自身の体験から、1) 隠された初期被ばくの問題、2) 理不尽な被害の線引き、3) 現地の苦悩、4) 避難先での苦勞 5) 機能しない「原発事故 子ども被災者支援法」6) 被害の「語りにくさの背景」といった問題から、おもに「区域外避難者にかかわる問題点と課題」について語られました。

1) の隠された初期被ばくについては、2011年3月12日の14時～15時(福島原発1号機の爆発直前)に、双葉町上羽鳥のモニタリングポストで毎時1.59mSvの驚くべき数値が観測されたこと。大気からの降下物の放射能濃度についても、3月20日～21日に、茨城県ひたちなか市で採取されたサンプルから9.3万MBq/km<sup>2</sup>のヨウ素131、1.3万MBq/km<sup>2</sup>のセシウム137が検出された(比較する数値としては、たとえば和歌山県和歌山市の大気からの降下物は、過去3年間の最高値がセシウム137で0.79MBq/km<sup>2</sup>)。3月15日は県立高校の合格発表で、心ある教育関係者の反対もむなしく、多くの受験生が発表を見に行ったことなどが事例としてあげられました。避難指示のなかった郡山市日和田小学校の通学路では、事故前の76倍を超えるホットスポットが点在し、子どもたちは車で送迎を余儀なくされています。同時に「**風評被害**」vs「**子どもを守る**」という**対立軸**が生まれ、事態を伝えても伝えても理解されない状況に、住民は疲れ果て、いっぽう、福島から避難した人たちも、避難をせざるを得ない状況の説明に疲れ「理解されること」をあきらめてしまう悪循環があります。避難者が**経済的困窮**と**精神的負担**の追い打ちで、精神的に追い詰められるケースも少なくありま

## 原発事故8年 さいたままでシンポ

3月に東京電力福島第一原発事故から8年となるのを前に、専門家や避難者らの声を聞き、原発事故や復興対策などを考えるシンポジウム「いま語らなければ。福島」が17日、さいたま市浦和区の埼玉会館であり、約60人が参加した。

実行委員会委員長を務めた猪股正弁護士は「政府が五輪に向けて復興をアピールし、安心安全を強調している」と指摘。「被災者が声を上げにくい状況がつくられている」と懸念を示した。福島県郡山市の男性は「100回安心と言われると安全だと

「被災者が声を上げにくい状況」



原発事故について考えたシンポジウム「さいたま市で」

思ってしまう」と発言。「(一般人の年間被ばく線量限度とされる)1ミリシーベルトは、昔は安全だという基準ではなかったはずだが、いつからか安全の基準が変わった。原発事故の風化が怖い」と不安を口にした。

大阪市立大大学院の除本理史教授は「当事者の声は共感を生み、政策を動かしてきた。語る環境を整えることが大切だ」と述べた。(森雅貴)

二〇一九年三月十九日 東京新聞



せん。2019年3月末で退去を迫られている国家公務員住宅110世帯のうち、約90世帯がまだ次の住宅がきまっていません。帰るか帰らないか、いつ帰るかは、被害者自身が決められるようにサポートされるべきであり、国・東電の「つぐない」として行われるべき。そのためには「原発事故子ども被災者支援法」の立法精神を最大限に生かし、「二重の住民登録」や「国内避難民に関する指導原則」等の政策を柔軟に策定していくことが必要です。吉田さんは「その人がその人らしく生きられるように」という言葉で講演を詩めくられました。

パネルディスカッションでは、郡山市で教員を務め妻子を埼玉県に避難させている男性から、「子どもたちのことを考えると大きな声ではいえないが、おかしいことはたくさんある。わがままで埼玉に居続けるのではない」、双葉町から避難した元原発作業員の男性は「帰還政策はどうしても納得できない。廃炉作業となれば、大なり小なり放射能が出るのに、なぜ帰ってこいというのか。借上住宅の問題、医療等の問題、先のみえないストレスで病院に行くことが増え、亡くなる方もいる。いっそ、われわれはもう帰れないんだ、と決着をつけてほしい」という切実な声が上がりました。

埼玉県に避難している女性は、「教育の問題、介護の問題、住宅問題とほんとうに大変だが、避難者をかわいそうな人、暗い人、というイメージでとらえるのではなく、避難先の地域住民と手を取り合ってがんばっている、つながってやっている、といった明るい部分も見たい。裁判と違った方法で、地域行政に訴えていく運動そのものを通して、地域とつながり自分を肯定していける」と語られました。また南相馬市から埼玉に避難された女性からは「最近ようやく交流会で、最近楽しかったこと、いまハマっていることが話せるようになった。信頼関係を築くにはすくなくとも5~6年はかかる」とも。吉田さんが「たいへんではあるけれど、場をつくること、自分の問題にすること、悩みながら考えつづけることが大事」と締めくくられました。

懇親会では、自然にあちこちで話の輪が出来て、お茶やコーヒーを手に話が尽きない様子でした。除本先生、吉田千亜さんの基調報告やパネルディスカッションでの話を受けての感想に留まらず、近況を伝えあうみなさんの姿がありました。8年。それぞれの年月に思いを馳せる時間となりました。こうして集まれたこ

と、よかったと心から思いました。足をお運びくださいました皆様、本当にありがとうございました。

## 2~3月に下された原発避難訴訟判決と、その概要について

松浦麻理沙（福島原発さいたま訴訟・原告側弁護士）

今年に入ってから、国と東電を被告として損害賠償請求をしている集団訴訟の判決がいくつか出されました。その概要を簡単にご紹介したいと思います。

### 1 平成31年2月20日 横浜地裁判決

さいたま地裁の訴訟にも応援に来てくださっている、「かながわ訴訟」の皆さんの判決です。原告の人数は175名のうち152名に対し、2万5000円から約1485万円（ただし内1000万円は不動産損害の賠償）の支払義務を、国と東電に認めました。

国の責任については、平成21年9月末の時点で、本件のような事故を引き起こす津波が到来することが予見できたとし、事故を回避するためには重要設備を安全な場所に移設すべきであったと認定しました。津波の到来の予見可能時期を平成22（2010）年9月末とし、重要設備の移設が平成22年末までに実現可能であったとしている点が、特徴的です。

### 2 平成31年3月14日 千葉地裁判決

千葉地裁での集団訴訟の第2陣の判決です。

千葉地裁は、第1陣と同じく、国の損害賠償責任を認めませんでした。その理由は、原発の事故対策では地震対策の優先度が高いとされており、津波対策より地震対策を優先させた国の判断が不合理とはいえず、本件地震に間に合うように津波対策を講じることができたとはいえない、というものでした。

避難したことに合理性があると裁判所が判断した原告に対しては、東電の賠償責任を認めています。しかし、地域の復興状況からして、地域コミュニティ等の生活基盤が破壊されたとはいえないとして、いわゆる「ふるさと喪失慰謝料」は認めませんでした。

### 3 平成31年3月26日 松山地裁判決

松山地裁での訴訟の原告人数は25名で、そのうち23名について、国と東電の損害賠償責任が認められ

ました。金額は、13万円から311万円(東電からの既払い金を控除した金額)です。

国の責任については、平成14年末の段階で本件のような事故を引き起こす津波の到来を予見することが可能であり、重要設備の水密化の措置を講じていれば、本件事故を回避することができたことと認定しました。

避難指示区域外から避難した人についても、精神的損害の発生を認定しています。いったん避難した人が、元の居住地に帰還して生活を再開することには相当の負担を伴うとし、帰還することの困難も考慮しています。

### 第13回原告交流会(1/30)に寄せられた 原告の皆さまのお便りから

●長い年月が経ち、事故の事もどこか生活のために忘れがちになってしまいますが、裁判の経過を知らせていただくと改めてはっとします。皆様には本当にお世話になっているなど改めて感じる時でもあります。出席できず、申し訳ありません。(M.S様)

●身体の都合により参加することが出来ません。宜しくお願いします。9年目になり、国、東電、過失を認めてほしいと願っています。(E.A様)

●お世話さまになっております。参加できず申し訳ありません。(S.K様)

●昨年は大変お世話になりました。今年もどうぞ宜しくお願いいたします。申し訳ありませんが、今回も欠席にてお願いいたします。(I.T様、I.Y様)

●いつもありがとうございます。2/10の資格試験に向け追い込んで勉強していて、行く事ができません。ごめんなさい。みなさんが元気で笑顔でいる事を願っています。(K.K様)

\*お便りに「参加できずに申し訳ない」と書かれる方が多いのですが、原告の皆様は、さまざまな事情で、さまざまな場所で生活されているので、どうかお気になさらず。事務局としては、近況をお知らせいただけるだけでうれしいです。

### 当会呼びかけ人の松本昌次さんが逝去

当会呼びかけ人のお一人で編集者の松本昌次<sup>まさつぐ</sup>さんが、1月15日に91歳で逝去されました。

花田清輝、丸山眞男、藤田省三ら、戦後を代表する作家・学者と交流し、著作を編集し「生涯現役編集者」として活躍されました。謹んでご冥福をお祈りします。

### 福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2019/3/30現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千劔 <sup>ちほろ</sup> 破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 <sup>てるむね</sup> 淑子 <sup>いづこ</sup>	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進代表、詩人	山田 昭次	立教大学名誉教授(日本近代史)
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長	渡邊 泉	東京農工大学准教授

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援) ▶ ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>

\* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

\* 北浦恵美 Email: [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com) tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582